

## 南部町統合庁舎建設委員会設置要綱

### (設置)

第1条 南部町統合庁舎（以下「統合庁舎」という。）の建設に関し、総合的な見地から必要な事項を調査、検討することを目的に、南部町統合庁舎建設委員会（以下「建設委員会」という。）を設置する。

### (建設委員会の所掌事務)

第2条 建設委員会は、町長の諮問に応じ、統合庁舎の基本計画の策定に関する必要な事項を検討及び協議を行い、その結果を町長に答申するものとする。

### (構成)

第3条 建設委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者をもって20名以内で組織するものとし、町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 住民代表
- (3) 町内の公共的団体等の役員又はその団体等に所属する者
- (4) 学識又は識見を有する者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成30年1月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 建設委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は建設委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

### (建設委員会の会議)

第6条 建設委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集する。

- 2 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 建設委員会の庶務は、南部町総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、建設委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が建設委員会に諮って定める。

附則

- 1 この要綱は、平成29年7月12日から施行する。
- 2 この要綱は、第2条に定める事務が終了したとき、その効力を失う。